

愛川町と神奈川トヨタ自動車株式会社との
観光・産業連携拠点整備に関する基本協定書

愛川町（以下「甲」という。）と神奈川トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、観光・産業連携拠点（神奈川県愛甲郡愛川町半原 4756 番 2 他 5 筆、以下「連携拠点」という。）の整備にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地域活性化を図るため、乙のブランド力を活かしながら、連携拠点がより魅力的な施設となるよう、甲及び乙が緊密に相互連携・協力して取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 連携拠点の整備に関すること。
- (2) 町の賑わいの創出や関係人口の増加に関すること。
- (3) 非常時における連携拠点の活用に関すること。
- (4) その他連携拠点の利活用に関すること。

（信義誠実の原則）

第 3 条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

（機密の保持）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第 1 条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの。
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの。
- (3) 法令により開示をもとめられたもの。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による機密保持の義務を負う。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から連携拠点が供用開始するまでとする。

（協定の解消）

第 6 条 本協定を維持することができないやむを得ない事由が発生した場合などにおいては、甲及び乙は協議の上、本協定を解消することができる。

（疑義等の決定）

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙のそれぞれが署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

甲 神奈川県愛甲郡愛川町角田 2 5 1 番地 1

愛川町長

い野澤 豊

乙 横浜市神奈川区栄町 7 番地 1
神奈川トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

安藤 栄一